

令和4年度新型コロナウイルスワクチン職域接種支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、令和4年度において中小企業等が実施する新型コロナウイルスワクチンの職域接種（以下「職域接種」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、中小企業等が職域接種を実施するための支援などを行うことにより、県民等への新型コロナウイルスワクチンの接種を促進することを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金の対象は、職域接種のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、次の条件に該当するものとする。なお、この補助事業における対象経費は、接種会場の設置、運営に要した費用に限る。

また、事業実施にあたっては、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知）に定める「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」および「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和4年4月1日付け事務連絡）を遵守するものとする。

- (1) 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、接種会場の設置、運営にかかる実費相当額に対して、接種1回当たり1,500円を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別記様式第1号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- （3） 補助金の事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円（知事が適切と認める法人格を有する団体等にあつては30万円）以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（実績報告等）

第7条 規則第12条に規定する実績報告は、別記様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1か月以内に知事に提出するものとする。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により交付金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額税額が0円の場合を含む。）には、別記様式2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属す

る年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 第5条の規定に基づく交付申請、第7条の規定に基づく実績報告および第8条の規定に基づく報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し行うことができる。

(標準事務処理期間)

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、第5条の規定による交付申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(検査)

第11条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施に係る資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

付則

この要綱は、令和4年5月12日から施行し、令和4年度の補助対象事業に適用する。